

『新しいサービスの開発に取り組みたい』

商業・サービス競争力強化連携支援事業

地域経済を面的に底上げするため、中小企業者が行う新しいサービスモデルの開発等を支援します。

対象となる方

新促法に基づく「異分野連携新事業分野開拓計画（新連携）」の認定を受け、産学官で連携し、「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」に沿って行う新しいサービスモデルの開発等を行う中小企業者。

支援内容

サービスモデルの開発等に係る経費（機械装置費、人件費、マーケティング調査費等）を補助します。

交付元：経済産業局

■補助金額 初年度3,000万円以下

■補助率 2/3以内

■事業期間 2年

※2年目は、初年度の補助金交付決定額と同額を上限として補助

ご利用方法

- (1) 経済産業局に対し、公募期間中に提案書を提出
- (2) 外部有識者で構成される全国採択審査委員会において提案内容が審査され、採択先が決定
- (3) 経済産業局から補助金の交付決定通知後、サービス開発等を実施し、終了後、成果を報告
- (4) 経済産業局から補助金を受給

お問い合わせ先

- ・中小企業庁 技術・経営革新課（イノベーション課） 電話：03-3501-1816
- ・経済産業局（巻末お問い合わせ先一覧参照）